

詐害信託の取消効の主観的範囲についての一考察

神戸大学大学院法学研究科教授 八 田 卓 也

目 次

I はじめに	
II 改正経緯	
1. 旧信託法	1. 第三者が受託者から当初信託財産を取得した場合
2. 新信託法	2. 第三者が受託者から非当初信託財産を取得した場合
3. 平成29年民法改正およびそれに伴う新信託法の改正	3. 第三者が信託受益者から信託受益者が受託者から給付を受けた当初信託財産を取得した場合
III 1項取消しの信託受益者に対する効力	4. 第三者が信託受益者から信託受益者が受託者から給付を受けた非当初信託財産を取得した場合
1. 委託者債権者 = 信託受益者間の効力	5. 小 括
2. 受託者 = 信託受益者間の効力	VI 信託財産に対して賃借権、抵当権等の権利を取得した者の扱い
IV 4項取消しとの関係	VII 問題解決の視点
1. 沖野説による指摘について	VIII 結語
2. 新信託法11条4項の特則の根拠	
3. 小 括	
V 4項取消しの範囲を超えた「転得者取消し」の肯定	

I. はじめに

本稿は、詐害信託の取消しの効力の主観的範囲を検討するものである。詐害信託の取消しは、民法上の詐害行為取消請求の一面であるとされており、民法上の詐害行為取消請求については、平成29年民法改正⁽¹⁾までは、判例上原告たる債権者（その他の債権者）と被告たる受益者の間でのみ判決効が生じるとするいわゆる「相対効」の原則に服するとされてきたところ、平成29年民法改正において

債務者に対しても判決効を及ぼすという限度でその修正が図られた。

以上のような状況を前提として、この「相対効」の原則の修正を、平成29年民法改正によるものを超えて詐害信託の取消しにおいて認めるべきかを考察するのが、本稿の目的である。

本稿筆者は過去に、「詐害信託の取消における「相対効」原則修正の可能性」と題する論攷⁽²⁾で旧民法を前提とした詐害信託の取消しの効力の主観的範囲（とりわけ信託受益者に取消の効力を及ぼすべきか）について、ま

た「債権法改正に伴う詐害信託取消の相対効原則の修正」⁽³⁾と題する論攷で新民法を前提とした詐害信託の取消しの主観的範囲について考察を試みたことがある。しかし、それらの検討内容について不十分な点が多々あるという認識に至ったほか、近時詐害信託の取消しに関してなされている重要な問題提起を検討対象に含める必要があると考えたため、更なる考察をするべく本稿を執筆する次第である。

以下、Ⅱにて詐害信託の取消しにかかる今日までの信託法の改正経緯を概観した上で、Ⅲ～Ⅵにて個別の論点について検討し、Ⅶにて問題解決の視点について若干の考察を加えることとしたい。

Ⅱ. 改正経緯

1. 旧信託法⁽⁴⁾

(1) 条文

旧信託法における詐害信託の取消しに関する規定は、以下のような規定であった。

12条1項：債務者カ其ノ債権者ヲ害スルコトヲ知りテ信託ヲ為シタル場合ニ於テハ債権者ハ受託者ガ善意ナルトキト雖民法第424条第1項ニ規定スル取消権ヲ行フコトヲ得

2項：前項ノ規定ニ依リテ為シタル取消ハ受益者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ホサス但シ受益者ノ債権ガ弁済期ニ到ラサルトキ又ハ受益者カ其ノ利益ヲ受ケタル当時債権者ヲ害スヘキ事実ヲ知りタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

(2) 規律の概要と問題点、取消しの効力の主観的範囲の理解

すなわち、旧信託法12条1項は、債務者である委託者が債権者を害することを知って信

託をした場合には、受託者が善意でも詐害行為取消請求が可能であると規定しており、同12条2項は、同1項による取消しは信託受益者⁽⁵⁾が既に受けた給付には原則として影響を及ぼさないが、以下の場合には別である：(1)信託受益者の債権が弁済期にないとき、(2)信託受益者が利益を受けたときに債権者を害することについて悪意または善意重過失であるとき、と規定していた。

この旧信託法上の詐害信託の取消しの規律については、①信託受益者の主観を問題としていない点、②既給付取戻しについての、主観的要件の判断基準時を給付時としている点で、信託受益者を不当に害するという批判がなされていた⁽⁶⁾。

なお、旧信託法は、詐害信託の取消しの相手方（詐害信託の取消しを求める訴訟の被告適格を有する者）が誰かを明らかにしていないが、同12条1項が敢えて受託者の主観を問題としていることから、取消しの相手方として想定しているのは受託者であると考えられ、また、同条2項はその取消しの効力が信託受益者にも及ぶことを前提にしていると考えられる⁽⁷⁾。

2. 新信託法⁽⁸⁾

(1) 条文

平成18年に成立した新信託法による詐害信託の取消しに関する規定は、以下のようなものであった。

11条1項：委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者が債権者を害すべき事実を知っていたか否かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法（明治29年法律第89号）第424条第1項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定（信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規

定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同じ。)を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2項：前項の規定による請求を認容する判決が確定した場合において、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者（委託者であるものを除く。）が当該債権を取得した時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、委託者は、当該債権を有する債権者に対し、当該信託財産責任負担債務について弁済の責任を負う。ただし、同項の規定による取消しにより受託者から委託者に移転する財産の価額を限度とする。

3項：前項の規定の適用については、第49条第1項（第53条第2項および第54条第4項において準用する場合を含む。）の規定により受託者が有する権利は、金銭債権とみなす。

4項：委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、受益者を被告として、民法第424条第1項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、当該受益者が、受益者としての指定を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

5項：委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、債権者は、受益者を被告として、その受益権を委託者に譲り渡すことを訴えをもって請求すること

ができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

6項：民法第426条の規定は、前項の規定による請求権について準用する。

7項：受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第1項本文、第4項本文又は第5項前段の規定の適用を不当に免れる目的で、債権者を害すべき事実を知らない者（以下この項において「善意者」という。）を無償（無償と同視すべき有償を含む。以下この項において同じ。）で受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

8項：前項の規定に違反する受益者の指定又は受益権の譲渡により受益者となった者については、第1項ただし書及び第4項ただし書（第5項後段において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(2) 規律の概要

以下の行論に必要な限りで新信託法による詐害信託の取消しの規律を概観すると、新信託法に基づく詐害信託の取消しは大きく3種類に分かれている。第1は新信託法11条1項によるものであり（以下、新信託法11条1項による詐害信託の取消しを「1項取消し」という）、受託者のもとにある信託財産の取戻しを目的とする。この場合の取消請求は受託者を被告としてすることとされており、受託者の主観を問わない。但し、以下の場合には取消請求はできない：信託受益者の全部または一部が、(1)信託受益者指定を知った時、または(2)受益権譲受時に、債権者を害すべき事実について善意のとき。

第2は新信託法11条4項によるものであり（以下、新信託法11条4項による詐害信託の取消しを「4項取消し」という）、受託者か

ら信託受益者に給付された信託財産の取戻しを目的とする。この場合の取消請求は信託受益者を被告としてすることとされている。また、以下の場合には取消請求はできない：当該信託受益者が、(1)信託受益者指定を知った時、または(2)受益権譲受時に、債権者を害すべき事実について善意のとき。

第3は新信託法11条5項によるものであり(以下、新信託法11条5項による詐害信託の取消しを「5項取消し」という)、受託者から信託受益者に給付される将来の信託財産の取戻しを目的とする。この場合の委託者債権者の請求の内容は、受益権を委託者に譲渡することであり、その請求訴訟の被告とすべきなのは信託受益者とされている。但し、以下の場合には譲渡請求はできない：当該信託受益者が、(1)信託受益者指定を知った時、または(2)受益権譲受時に、債権者を害すべき事実について善意のとき。

上記の3種類の詐害信託の取消しの相互の関係は、以下の通りである。まず、受託者のもとにある信託財産の取戻しを内容とするのが1項取消しである。この取消しは信託による実質的利益が帰属する信託受益者が複数いる場合にそのうちの1人でも善意であれば、できない。当該善意の信託受益者の利益を保護するためである。しかし、債権者を害すべき事実について悪意の信託受益者に信託による利益を保持させておく道理はない。そこで、悪意の信託受益者が既に受けた給付を取戻すことを可能にするものとして4項取消しが、悪意の信託受益者が将来享受する利益を委託者のもとに取戻すものとして5項取消しがある⁽⁹⁾。

4項取消しが、1項取消しと同時に行うことが可能であると理解するべきかには、議論がある。これを肯定する見解は、受託者のもとにある信託財産が1項取消しにより、信託受益者のもとにある(給付済みの)信託財産が4項取消しにより取戻されることになると考える⁽¹⁰⁾。これを否定する見解は、1項取

消しの効力は信託受益者にも及び、信託受益者への既給付財産を含めて1項取消しで回復可能だと考える⁽¹¹⁾。この見解によれば、4項取消しの意義は、1項取消しができない場合を補足するところにあると考えることになる。

5項取消しは1項取消しと同時に行うことは想定されていないと考えられる⁽¹²⁾。1項取消しにより信託(に基づく全部の財産の委託者から受託者への移転行為)⁽¹³⁾を取り消した場合には、委託者債権者=受託者間では信託財産は受託者に帰属しないことになるから、5項により委託者に受益権を帰属させた上でその受益債権(受託者を債務者とする信託財産の給付請求権)に対して委託者債権者が強制執行をかけていくことは認められないと考えられるからである⁽¹⁴⁾。但し、1項取消しができる場合にそれに代えて5項取消しをすることは、否定されない⁽¹⁵⁾。

そして、1項取消しになされた場合において、信託財産責任負担債務については、その債権者が善意であるかぎり委託者に弁済義務を負わせるのが、新信託法11条2項の規定である。この規定の前提として、1項取消しになされた場合に、その効力(すなわち信託財産が責任財産でなくなるという効力)が信託財産責任負担債務の債権との関係で生じるかについては議論の余地があるが、これを肯定することが新信託法の立法過程では前提とされていたようである⁽¹⁶⁾。

(3) 旧信託法上の詐害信託の取消しの規律の問題点との関係での改正の趣旨、取消しの効力の主観的範囲についての理解

基本的に、新信託法の規律は、旧信託法上の詐害信託の取消しについて指摘されていた問題点に対応したものである。①信託受益者の主観を問題としていない点については、(現在の)信託受益者全員の善意を要求することにし、②信託受益者に要求される善意の基準時については、1項取消しによる信託財産の

取戻し、4項取消しによる既給付財産の取戻し、5項取消しによる将来の給付財産の取戻しのいずれとの関係でも、善意の判断基準時を受益権取得時（委託者による信託行為により受益権の設定を受けた者〔以下「当初信託受益者」という〕については、正確には受益者としての指定を知ったとき）とした。これらのほか、旧信託法においては取消請求の相手方が不明確であったところ、受託者のもとにある信託財産の取戻し（1項取消し）については受託者を、信託受益者のもとにある既給付財産の取戻し（4項取消し）と受益権の譲渡請求（5項取消し）については信託受益者を被告とするべきことを明らかにしている。

受託者を被告とする1項取消しの効力が信託受益者に及ぶかどうかについて新信託法は明文の規定を欠く。しかし、立法段階の資料によれば、立案過程では少なくとも委託者債権者による取戻し財産を対象とした強制執行に対する信託受益者による第三者異議の訴えの提起が封じられる限度では信託受益者に効力が及ぶことが前提とされていたことがうかがわれる⁽¹⁷⁾。なお、このこととの関連では、法制審議会における審議の前段階として設置された信託法制研究会による「信託法制研究会報告書」（2004年9月）⁽¹⁸⁾では、新信託法の1項取消し類似の規律を前提に取消しの効力は受託者・委託者の双方に及ぶ旨が明言されていたが、法制審議会ではこの点が明示的に議論されることはなかったようであること、法制審議会での議論では、少なくとも法制審議会信託法部会第10回会議の段階では、立案担当者の理解として1項取消しとの関係でも信託受益者が被告となることは間違いないとされ、むしろ受託者を共同被告とするべきかどうかを検討課題とされていたこと⁽¹⁹⁾、それが要綱試案段階では、受託者が被告になるという規律に（見落としもあるかもしれないが本稿筆者が現在参照できる限りの法制審議会信託法部会の資料を参照した限りでは）特に理由を付することもなく転換されている

ように見受けられること⁽²⁰⁾、を興味を引く事実として指摘できる。

そのほか、立法過程の議論で興味を引く事柄としては、①法制審議会での議論の最初の段階では、4項取消しの内容である既給付財産の信託受益者からの取戻しは、5項取消しにかかる受益権譲渡請求と同様に、民法上の詐害行為取消請求権とは別個の信託法上の特別の請求権として位置づけられていたのが⁽²¹⁾、議論の途中で民法上の詐害行為取消権の行使として位置づけられれば十分とされ、そのように方向転換がされたこと⁽²²⁾、②受託者から信託財産を取得した第三者に対しては、信託法上の詐害信託の取消しの規律の外側で、民法上の転得者に対する詐害行為取消請求が可能だという前提で議論が進んでいたようであること⁽²³⁾、を挙げることができる。

3. 平成29年民法改正およびそれに伴う新信託法の改正

平成29年の債権法にかかる民法改正に伴い、新信託法も改正を受けた。この改正後の新信託法の規律は以下の通りである。

(1) 条 文

11条1項：委託者とその債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者が債権者を害することを知っていたか否かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法（明治29年法律第89号）第424条第3項に規定する詐害行為取消請求をすることができる。ただし、受益者が現に存する場合においては、当該受益者（当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者）の全部が、受益者としての指定（信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同

じ。)を受けたことを知った時(受益権を譲り受けた者)にあっては、受益権を譲り受けた時)において債権者を害することを知っていたときに限る。

2項：前項の規定による詐害行為取消請求を認容する判決が確定した場合において、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者(委託者であるものを除く。)が当該債権を取得した時において債権者を害することを知らなかったときは、委託者は、当該債権を有する債権者に対し、当該信託財産責任負担債務について弁済の責任を負う。ただし、同項の規定による詐害行為取消請求により受託者から委託者に移転する財産の価額を限度とする。

3項：前項の規定の適用については、第49条第1項(第53条第2項および第54条第4項において準用する場合を含む。)の規定により受託者が有する権利は、金銭債権とみなす。

4項：委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、受益者を被告として、民法第424条第3項に規定する詐害行為取消請求をすることができる。ただし、当該受益者(当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者)が、受益者としての指定を受けたことを知った時(受益権を譲り受けた者)にあっては、受益権を譲り受けた時)において債権者を害することを知っていたときに限る。

5項：委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、債権者は、受

益者を被告として、その受益権を委託者に譲り渡すことを訴えをもって請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

6項：民法第426条の規定は、前項の規定による請求権について準用する。

7項：受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第1項本文、第4項本文又は第5項前段の規定の適用を不当に免れる目的で、債権者を害することを知らない者(以下この項において「善意者」という。)を無償(無償と同視すべき有償を含む。以下この項において同じ。)で受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

8項：前項の規定に違反する受益者の指定又は受益権の譲渡により受益者となった者については、第1項ただし書及び第4項ただし書(第5項後段において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

*実質的な改正内容にかかる部分について二重下線を施した。

(2) 改正内容

平成29年民法改正による詐害行為取消請求にかかる改正は多岐にわたるが、詐害信託の取消しに関係する限りで取り上げると、①いわゆる相対的取消しの原則が修正され、詐害行為取消請求にかかる認容判決の効力は債務者にも及ぶこととされたこと(新民法425条)、②詐害行為による受益者からの転得者(および転得者からの転得者)を被告とした詐害行為取消請求(以下「転得者取消し」とよぶ。また、これと区別して受益者を被告とする民法上の詐害行為取消請求を「受益者取消し」と呼ぶ)においていわゆる絶対的構成が採用

され、受益者（さらに場合によってはその後の前主）のもとで詐害行為取消請求の要件を満たすことが転得者取消しの要件とされたこと（新民法424条の5）、を挙げることができる。

上記の②に伴い新信託法も改正され、1項取消し・4項取消し・5項取消しのすべてとの関係で、現在の信託受益者が受益権を譲り受けた者であるときは、当該信託受益者の前に受益権を譲り渡した全ての者について主観的要件を満たす必要があることとされた。また、平成29年民法改正を受けたものではないが、同時に、1項取消し・4項取消し・5項取消しのすべてとの関係で、平成29年改正前は信託受益者の善意が消極的要件とされていたのに対し、その悪意が積極的要件とされ、証明責任が転換された。

Ⅲ. 1項取消しの信託受益者に対する効力

1. 委託者債権者＝信託受益者間の効力

1項取消しの効力を信託受益者に対して及ぼすべきかどうかについては、誰と信託受益者の間にその効力を及ぼすかが問題となる。これについては、まず、委託者債権者＝信託受益者間に、1項取消しの判決の効力（形成力と既判力の双方を含む）を及ぼすべきことについては、おそらく異論の余地がない。さもないと、委託者債権者による取戻し財産を責任財産とする強制執行に対して、信託受益者が新信託法23条5項による第三者異議の訴えを提起することを封じることができないからである⁽²⁴⁾。

委託者債権者＝信託受益者間に、1項取消しの判決効を及ぼすことは、受託者が詐害行為取消請求の被告となる際、信託受益者を被担当とする訴訟担当として被告となると説明することにより可能である（民事訴訟法115条1項2号）⁽²⁵⁾。明文の規定があることが望ましいが、明文の規定を欠いても解釈論

として基礎づけることができないことはないと思われる（新信託法の立法過程で訴訟告知を義務づける可能性が議論されたのも、このような規律を念頭に置いたものと理解することができる）。なお、このような理解をすれば、新民法425条により、その必要があるかは定かでないが、取消判決の効力（形成力・既判力双方を含む）は委託者＝信託受益者にも及ぶことになる。

なお、この関連で、1項取消しの効力が委託者債権者＝信託受益者に及ぶとすると、1項取消しをすれば、4項取消しをしなくても給付を受けた悪意の信託受益者からの既給付財産の取り戻しが可能になるのではないかと、という疑問が生じ得る。しかし、民法上の詐害行為取消訴訟の訴訟物は、その性質に関して判例が前提としていわれるいわゆる折衷説（詐害行為取消請求は、詐害行為の取消しと原状回復の双方を内容とする、とするものである⁽²⁶⁾）に立つ限り、例えば不動産の贈与を詐害行為として取り消して移転登記の抹消を求める場合には当該不動産の贈与の取消請求権と当該不動産にかかる所有権移転登記の抹消請求権をその内容とするもの1個であると考えられている⁽²⁷⁾。だとすれば、取消判決の効力（とりわけ取消しにかかる効力）の客観的範囲も、訴訟物の対象である取戻し対象の財産限りと理解するのが、素直な理解であると言い得るように思われる（価額賠償請求の場合は、若干検討が必要かもしれないが、価額賠償の対象となる財産限りと理解するのが適切であるように思われる）。この理解に立つ限りは、1項取消しの効力は、詐害行為取消訴訟の事実審口頭弁論終結時において信託受益者が受託者から既に給付を受けていた信託財産には及ばない。1項取消しとの関係で受託者が被告適格を有する財産は、（詐害行為取消訴訟の事実審口頭弁論終結時において）受託者のもとにある財産に限られると考えられるからである。このような理解が正当であるとすれば、4項取消しは、

1項取消しができるか否かを問わず、悪意の信託受益者から既給付財産を取戻すためには必要だということになる。

2. 受託者＝信託受益者間の効力

問題となるのは、上記に加え、取消判決の効力が受託者＝信託受益者間にも生じるとする必要があるか、である。仮にその必要があるとすれば、それは上記のような訴訟法の規律のみでは説明ができず、実体法上の規律を必要とすることになる⁽²⁸⁾。

(1) 信託の終了との関係

本稿筆者は、前掲注(2)論文においてこの問題を検討し、結論としてその必要性を肯定した⁽²⁹⁾。1項取消しは信託の全てではなく信託における委託者から受託者への財産移転行為を取り消すものであることを前提に、1項取消しにより当然に信託は終了しないが、それにより信託財産の全てが取戻された場合には、「信託の目的が達成できなくなったとき」(新信託法163条1号)に該当して信託が終了するとの説明がなされているところ⁽³⁰⁾、取消しの効力を受託者＝信託受益者間に生じさせないと、そのような説明ができないと考えたからである。

しかし、上記と同じ立場に立った報告を平成30年6月9日に開催された第43回信託法学会研究発表会でさせていただいたところ、「信託の目的が達成できなくなった」ことは、枠組みは残っても中身はなくなったと考えることにより、受託者＝信託受益者間の効力を認めなくても説明できるのではないか、という指摘をいただいた。その質問を受けて再検討をしたところ、現段階では以下のように考えるに至っている⁽³¹⁾。

受託者＝信託受益者間に取消の効力を及ぼさないとすると、1項取消しがあっても、受託者＝信託受益者間では、取消しにより委託者のもとに取り戻された財産は依然として信託財産だということになる(たとえば甲不動

産を賃貸に供して上げた収益金を信託受益者に給付する、という内容の信託について甲不動産を対象とした1項取消しがなされ、委託者債権者による強制競売が終了して買受人に甲不動産の登記名義・占有が移っている場合には、信託受益者からみれば所有者でない第三者である買受人名義で登記・占有がなされているという状態だということになる)。信託受益者は、その前提に立ち、当該財産に対して受益債権に基づいて求めることができる給付(上記の例では甲不動産賃貸による収益金の給付)を、受託者に対して求めることは法律上は可能であると考えられる。しかし、買受人と受託者の間には、委託者債権者＝受託者間の判決効が115条1項3号により及んでいるので、受託者は、当該給付に係る債務を履行することが事実上できない。このような状況になると考えられる。問題もって、「信託の目的を達成することができなくなったとき(163条1号)」に該当するとと言えるかどうか、であり、これが肯定できるとすれば、取消しの効力を受託者＝信託受益者間に及ぼす必要は、信託の終了との関係では存在しないことになる。

(2) 受託者による固有財産をもってする価額賠償に伴う求償請求

1項取消しがあり、それに基づき受託者が自己の固有財産から価額賠償をした場合に、信託財産の給付を既に受けている信託受益者に対してその分の求償請求をすることができるか、という問題があることが指摘されている⁽³²⁾。できるとするには、受託者＝信託受益者間に取消の効力を及ぼす必要がある。

問題は、このような求償を認めるべきであるかどうかであるが、信託受益者に信託財産を給付したために委託者に信託財産を返還できなくなった受託者が、固有財産による価額賠償義務を負うことを肯定する限りは、このような求償を認めるべきだと言えそうである。

しかし、これについては、①そもそも固有財産をもってする価額賠償自体が否定される⁽³³⁾、とする議論や、②受託者が信託財産を信託受益者に給付した場合には、価額賠償自体が否定される⁽³⁴⁾、とする議論がある。これらの議論を採用する限りは、受託者が信託受益者に対する求償請求をすることを認める必要がなくなり、受託者＝信託受益者間に取消判決の効力を及ぼす必要もないということになりそうである。

(3) 信託受益者による受託者の責任追及との関係

さらに、受託者＝信託受益者間に及ぶ取消判決の効力が形成力だけでなく既判力も含むとすると、この効力が受託者＝信託受益者間に及ぶかどうかは、詐害信託の要件（とりわけ信託受益者の悪意）を満たさないにもかかわらず受託者が敗訴したとして、信託受益者が受託者を相手に責任追及をすることができるかにも、関わる。そして、これを可能とするべきであるとすれば⁽³⁵⁾、寧ろ受託者＝信託受益者間には取消判決の効力（とりわけ既判力）は生じさせない方が適切だということになる。1項取消しにかかる訴訟に参与する手続保障が信託受益者にはないことに鑑みれば、受託者の訴訟追行に関する善管注意義務違反を問う余地を信託受益者に残しておくことが、適切であるかもしれない。このような理解に立った場合にも、受託者は、信託受益者に訴訟告知をすることにより、敗訴した場合に信託受益者との間で取消要件の存在を不可争とすることができると考えられる（民事訴訟法53条4項・46条）。

IV. 4項取消しとの関係

次に4項取消しについて検討する。4項取消しの効力の主観的範囲については、取消の効力を受託者＝信託受益者間だけでなく、受託者＝委託者債権者・受託者＝委託者間にも

及ぼすべきか、という問題がある。受託者は信託受益者に対する財産の給付を終えている以上、当該財産に対する利害関係は喪失しており、たとえば4項取消し後の委託者債権者による強制執行に対し、第三者異議の訴えを提起することは考えられないと思われ、受託者と委託者債権者（または委託者）の間に取消判決の効力を及ぼす必要性が1項取消しほど自明でないからである。

4項取消しとの関連で近時なされている問題提起として、新信託法11条4項は、信託受益者が、委託者が信託行為により受託者に移転させたことにより信託財産となった財産（以下「当初信託財産」という）の給付を受託者から受けた場合に特化した規定と解すべきであり、当初信託財産ではない信託財産（当初信託財産の売却の対価や、当初信託財産の運用により生じた収益等。以下「非当初信託財産」という）の委託者への取戻しは5項取消しによる受益権譲渡の効力の遡及効を認めることにより実現するべきである、というものがある⁽³⁶⁾。

このほか、その対象財産が当初信託財産である限りで、4項取消しは、民法上の転得者取消しの特則を構成する。この場合、信託受益者は、詐害的な信託により委託者から受託者に移転した財産を転得しており、新民法425条の5にいう「転得者」に該当する。そして、新信託法11条4項の規律は、以下の点において新民法425条の5による転得者取消しの規律と異なる：①主観的要件として当該信託受益者（およびその前主である信託受益者）の悪意のみが要求されること（より具体的には、受益者に該当すると考える余地のある受託者および他の信託受益者の主観的要件は問題とされていないこと）、②新民法上の転得者取消しでは受益者の善意が責任阻却要件とされているが（新民法424条の5・424条1項参照）、新信託法11条4条は、取消しの相手方となる信託受益者が当初信託受益者から受益権の譲渡を受けたものである場合で

も、前主たる当初信託受益者の悪意を積極的要件としていること、③主観的要件が問題とされるべき時期が財産交付を受けた時点ではなく受益者指定をうけたと知った時点となっていること。したがってこれらの特則がどのように根拠づけられるか、という問題がある。

以下では、1.にてまず沖野説の指摘をどのように受け止め、また4項取消しの効力の主観的範囲との関係でのそのインプリケーションをどのように考えるべきかを考察し、次いで2.にて、4項取消しの転得者取消しとしての特則の根拠を検討し、それが4項取消しの効力の主観的範囲との関係で何らかの意義を有するかについて考察する。

1. 沖野説による指摘について

(1) 指摘の内容

沖野説による指摘の内容は、次の通りである。

沖野説は、4項取消しの対象が何かを問題とした上で、それを受託者による信託受益者への財産給付行為だとする見解を取り上げ、この見解に従うと新民法424条3項の想定する債務者＝委託者による行為の取消しにならないこと、また、それを取消しても財産は受託者の元に戻るだけであり、委託者の元に戻すことはできないこと、を指摘する⁽³⁷⁾。

他方で、4項取消しの対象が信託行為全体または委託者から受託者への財産移転行為だとしても、非当初信託財産については、取消の結果としてどうしてそれを委託者に回復できるのかという問題があるとする。信託受益者による受益権取得が取り消されるだけだと、財産の返還先は受託者だということになりかねないからである。非当初信託財産が当初信託財産「に由来する」ことおよび信託の物上代位性にその根拠を求める見解もあるが、1項取消しで非当初信託財産全部を委託者に回復することが認められないとすれば、それは根拠となり得ないとし、結局、非当初信託財産の委託者への帰属を基礎づけるに

は、委託者からの受益権の移転の取消しにその根拠を求めるしかないのではないかとする⁽³⁸⁾。

また、4項取消しが、受託者が当初信託財産を信託受益者に給付した場合にのみ適用になるとすると、民法上の転得者取消しに該当するためその規定の意義が問題となるが、それは民法上の転得者取消しに対する特則を定めた限度で意義を有するとする⁽³⁹⁾。そして、受託者によって信託受益者に給付された非当初信託財産の委託者への取り戻しは、5項取消しによる受益権譲渡に遡及効を持たせることで実現できる、という⁽⁴⁰⁾。

4項取消しは既給付財産の取り戻し、5項取消しは受託者が将来給付を受ける財産の取り戻しを対象とする、とする従来の理解については、①4項取消しの対象が信託行為自体もしくは委託者から受託者への財産移転行為と理解する限りは、受益権に基づいて一定の給付を得ているが未だ将来の給付も予定されているという場合に、新信託法11条4項に依拠して信託を否定し、同5項に依拠して信託を維持するのは、実体的な矛盾を生じさせる、②4項取消しの対象が受託者による受益債権の履行行為だとすると、(1)委託者の行為の取消しでない、(2)委託者の責任財産への返還を基礎づける法律構成が別途必要になる、という問題を生じる、とする⁽⁴¹⁾。

5項取消しによる譲渡が遡及効を有し、既給付分もその守備範囲に入るとすると、4項取消しの必要性が再度問われるが、これについては信託受益者が転得者の地位にある場合についての主観的要件についての配慮を示すために置かれたと解することができ、結局5項取消しに吸収されるとしても、新信託法11条5項は特別の請求権の創設であって、民法上の転得者取消しが利用できる場合に敢えてそれを排除する必要はなく、それが行使できる場合を想定して主観的要件についての特則と確認規定を置く意味はある、という⁽⁴²⁾。

(2) 指摘の検討

沖野説の説くところは、2点に渡り重要な問題提起を含むと考えられる。1点目は、4項取消しが信託を否定し、5項取消しが信託を維持する限りで、両者は矛盾するのではないか、とする点であり、2点目は、4項取消しにより非当初信託財産の委託者への帰属を説明できるのかという疑問を提起する点である。

i) 指摘その1：4項取消しと5項取消しは矛盾しないか

これらのうち1点目については、沖野説は4項取消しに受託者＝信託受益者、受託者＝委託者間の効力を認めているのではないかという疑問が生じるほか、仮に4項取消しに受託者＝信託受益者、受託者＝委託者間の効力を認めたとしても、上述Ⅲ. 1.の通り詐害行為取消訴訟による取消判決の客観的範囲が取戻し対象財産に限定されると理解すれば、上記矛盾は回避できるのではないかと思われる。このように理解すると、4項取消しによる信託取消しの効力は、4項取消しによる取戻しの対象となった既給付信託財産の限度で生じ、それを超える範囲では、信託は依然有効と扱われることになると思われるからである。

ii) 指摘その2：4項取消しにより非当初信託財産の委託者への取り戻しは可能か？

2点目については、4項取消しで委託者債権者に認められるのはあくまで、新民法424条3項による受益者に対する詐害行為取消請求をすることであり、それによる返還の対象は新民法424条の6第1項により（すくなくとも平成29年民法改正後は）、取消対象の「行為によって受益者に移転した財産」に限定されている⁽⁴³⁾。取消し対象の行為が信託行為であると解しても、委託者から受託者への財産移転行為であると解しても、非当初信託財産はこれらの行為により信託受益者に移転し

たとは言えず、したがって民法424条3項の受益者に対する詐害行為取消請求によってその委託者への「返還」ができることは基礎づけられない、というのは、筋の通った議論であると考えられる。

また、上述Ⅱ. 2. (3)のとおり、新信託法の立法過程の当初において4項取消しが信託法上の特殊な請求権として構想されていたことも、沖野説に有利な材料である。

実質論として考えても、非当初信託財産については、(受益者取消しの対象となる)委託者による処分取得された受益権の対価（すなわち、信託受益者に既給付の信託財産および信託受益者への給付が将来予定されている信託財産）となる限りで、取り戻せる、というのは1つの考え方であるとも思われる。

しかし、そのように考えた場合でも、非当初信託財産が受益権の対価となるのは、信託の物上代位性が認められるからではないか、と思われる。また、明文の規定がないにもかかわらず譲渡が遡及効を持つ、という構成にも無理を感じる。だとすれば、既給付の非当初信託財産の取り戻しの肯定は、その根拠を受益権の遡及的譲渡に求めるよりは、信託の物上代位性と、非当初信託財産が当初信託財産に「由来すること」に求める⁽⁴⁴⁾方が適切ではないか、とも思われる。解釈論としては、新信託法11条4項が、当初信託財産に限定せずに「受益者が受託者から信託財産に帰属する財産の給付を受けたとき」は「詐害行為取消請求をすることができる」と規定している以上、4項取消しで行使される詐害行為取消請求において新民法424条の6第1項により「返還」が認められる「その行為によって受益者に移転した財産」は、信託行為により委託者から受託者に移転した財産だけでなく、その財産に由来して信託財産となり、信託受益者に移転した財産を含むと解釈することによる（なお、ここで「受益者」に該当するのは信託受益者であり、したがって新民法424

条の6上の「受益者に移転した財産」とは信託受益者に給付された財産を意味する⁽⁴⁵⁾。

(3) 沖野説の評価

以上に述べたことのほか、沖野説に依拠した場合、信託受益者に給付された当初信託財産は4項取消しによりそれ単体で委託者への取り戻しが認められるが、非当初信託財産は5項取消しにより将来の給付分とセットでないと委託者への取り戻しが認められないというアンバランスを抱えることにもなる。

結局沖野説の指摘にもかかわらず、4項取消しは当初信託財産・非当初信託財産の双方を含み既給付分の取戻しを対象とし、5項取消しによる受益権の譲渡は遡及効を有しない、と理解するというので良いのではなからうか。すなわち、信託受益者への既給付分は、当初信託財産・非当初信託財産の双方を含めて4項取消しの守備範囲であり、信託受益者に将来給付される信託財産の取戻しのみが5項取消しの守備範囲である、という理解である。

(4) 4項取消しの主観的範囲の理解

4項取消しの主観的範囲という本稿の問題意識からは、以上の検討はどのようなインプリケーションを有するであろうか。

この観点からは、上述IV.1.(2) i)の通り、沖野説の指摘その1(4項取消しと5項取消しは矛盾しないか)が、受託者=信託受益者、受託者=委託者間の双方に4項取消しによる取消判決の効力が及ぶこと前提としているように思われる⁽⁴⁶⁾ことが関心を引く。受託者=信託受益者間に取消判決の効力を及ぼさなければ、4項取消しがあっても、受託者=信託受益者間では信託は依然有効であり、信託受益者は受託者に対して有効に受益権を主張できる。それを委託者に帰属させ、委託者が受益権を受託者に対して主張できるようにしても、委託者=受託者間に信託取消しの効力を及ぼさない限りは、矛盾は生じないと思わ

れる。新民法下では信託受益者=委託者間に信託取消の効力は生じることになるので(新民法425条が債務者=受益者間にも取消判決の効力を及ぼしているからである)、それを前提として信託受益者=委託者間の受益権譲渡の効力を認められるか、疑問はある。しかし信託受益者・委託者=受託者の間に信託取消しの効力が及んでいない限りは、かろうじて認めることができるように思われる。

以上によれば、受託者=信託受益者、受託者=委託者間に4項取消しの効力が及ぶという前提を共有しなければ、4項と5項の矛盾の問題は回避できる。しかし他方で、この前提を共有しても、上述の通り、客観的範囲を取戻し対象財産に限定すれば矛盾は生じなくなると思われる。そうすると結局、取消の客観的範囲が取戻し対象財産に限定されると理解できる限りは、4項取消しに受託者=信託受益者間・受託者=委託者間の効力を認めるか否かは、4項・5項間に矛盾が生じることの回避には影響しない。

2. 新信託法11条4項の特則の根拠

繰り返しになるが、4項取消しは、信託受益者が受託者から当初信託財産の給付を受けた場合を対象とする限りで、民法上の転得者取消しを構成し、新信託法11条4項は、以下の限りで新民法424の5の特則となっている：①主観的要件として当該信託受益者(およびその前主たる信託受益者)の悪意のみが要求されること(より具体的には、受託者から当初信託財産の給付を受けた信託受益者を転得者とみた場合に受益者に該当すると考える余地の生じる受託者および他の信託受益者の主観的要件は、問題とされていないこと)、②新民法上の転得者取消しでは受益者の善意が責任阻却要件とされているが(新民法424条の5・424条1項参照)、新信託法11条4条は、取消しの相手方となる信託受益者が当初信託受益者から受益権の譲渡を受けたものである場合でも、前主たる当初信託受益者の悪意を

積極的要件としていること、③主観的要件が問題とされるべき時期が財産交付を受けた時点ではなく受益者指定をうけたと知った時点となっていること。これらの特則がどのような考慮、根拠に基づくものかが問題となる。

これについては、次のように考えるのが相当であるように思われる。すなわち、形式的には当初信託財産の給付を受けた信託受益者は給付を受けることにより転得者となるように見えるが、そうではない、ということである。この信託受益者は、給付を受けた財産にかかる実質的利益（すなわち、信託により所有権が〔受益権〕と〔所有権－受益権〕に分割される⁽⁴⁷⁾とされるうちの前者）は、受益権という形で、既に信託設定時（当初信託受益者の場合）または受益権取得時（受益権の譲渡を受けた者である場合）に得ている。当該信託受益者が財産給付により受託者から取得するのは、実質的利益を伴わない当該財産の所有権という形式的枠組み（上記にいう〔所有権－受益権〕の部分）のみである。第三者が受託者から信託財産を取得する場合には、信託受益者全員から受益権に相当する部分も取得するとされているが⁽⁴⁸⁾、信託受益者が受託者から受益債権に対する給付として信託財産を受け取る時は、その信託財産にかかる実質的利益は当該信託受益者の有する受益権に相当するから、他の信託受益者の有する受益権に相当する部分を承継取得していると思える。そして、新信託法11条が1項・4項・5項のいずれにおいても信託受益者の主観を問題としているのは実質的利益に着目して主観的要件を設定しているからである。

信託受益者が信託財産の給付を受けることにより受託者から取得するのは上記にいう形式的枠組み（〔所有権－受益権〕の部分）である。そして形式的枠組みについては、主観的要件は要求されない（新信託法11条1項が受託者の悪意を要求していないのはこのことを意味する）。主観的要件が要求されるのは、

実質的利益についてであり、信託受益者はそれを、信託財産の給付を受けることにより受託者から取得するのではなく、当初信託受益者は、受益権設定により委託者から、受益権の譲渡を受けた者は、受益権の譲渡によりその前主から取得する。したがってそれに応じた主観的要件が設定される。

他方で、新信託法11条は、詐害信託の取消しを求める訴訟の被告適格については、形式的枠組みを基準に決めているが、これは、民法上の詐害行為取消訴訟の性質について判例が採用していると言われるいわゆる折衷説をとる限りは、取消しに基づく給付請求権の相手方（消極的主体）を被告とせざるを得ない⁽⁴⁹⁾からであると考えられる。そのため1項取消しでは受託者が被告となり、4項取消しでは信託受益者が被告となる。したがって1項取消しと4項取消しは（その意味では5項取消しも同様であるが）、信託受益者に実質的利益が帰属していることを対象とした詐害行為取消しを規律したものであり、その意味で共通する。両者の相違は被告適格にのみあり、その相違は、給付請求権の消極的主体の判断基準となる形式的枠組みが受益者・信託受益者のいずれに帰属しているかにより説明される。

以上から導かれるのは、形式的枠組みのみの移転では、民法424条の5にいう「転得」があったとは言えない、ということである。すなわち当初信託財産の給付を受託者から受けた信託受益者は、当該財産にかかる実質的利益を受託者から取得するのではない以上、当該信託受益者を「転得者」、受託者やその他の信託受益者を「受益者」とみて後者の主観を問題とする余地はない⁽⁵⁰⁾、ということであり、これが特則①の根拠となる。また、主観的要件は、実質的利益が取得された時点を基準に判断すべきであるから、その基準時は給付を受けた時点ではなく、受益権の取得時となる。これが特則③の根拠である⁽⁵¹⁾。新信託法11条4項は、そこで行使される詐害

行為取消請求権をあくまで民法424条3項のもの、つまり受益者取消しにかかる詐害行為取消請求権としているが、これは形式的枠組みのみの移転を捉えて転得としていない限りで、上記の理解と整合する。

以上に対し、特則②は、そもそも、それが転得者取消しに対する特則を構成しているというよりは、新信託法が、受益権が当初からの信託受益者に帰属している場合でも、1項取消し・4項取消しのいずれにおいてもその善意を消極的要件とするのではなく悪意を積極的要件としたことの帰結であり、信託受益者を詐害行為取消請求一般の場合に比して保護することとした政策的判断⁽⁵²⁾の帰結である。

また、以上の理解からすれば、4項取消しの対象を信託受益者が当初信託財産を受託者から取得した場合に限定する意味は乏しいことになるように思われる。信託受益者が実質的利益を先に取得してそれに相応する形式的枠組みを後に受託者から取得する場合が4項取消しの対象とする場合であり、それは当初信託財産を取得した場合に限られないからである。

なお、以上の検討からすれば、新信託法11条4項が民法上の転得者取消しの特則を構成する側面があることとその根拠から、4項取消しにおける取消判決の効力の主観的範囲について特に何かの示唆を得ることはできないことになるように思われる。民法上の転得者取消しにおいて、取消判決の効力を転得者＝受益者間に生じさせても良いのではないか、という議論がある⁽⁵³⁾。ここでの肯定説の実益は、転得者から受益者に対する担保責任の追及を肯定することにある。しかし、4項取消しによる信託財産の給付を受けた信託受益者からの既給付信託財産の取戻しがなされた場合に、当該信託受益者から受託者への担保責任の追及を肯定することの合理性は乏しいと思われる。したがって民法上の転得者取消しの転得者間＝受益者間での効力の肯定論

に引きつけて、4項取消しの効力が受託者＝信託受益者に及ぶとすることも妥当でない。

3. 小 括

結局、4項取消しについては、本稿筆者としては、今のところ、信託受益者＝受託者、委託者債権者＝受託者、委託者＝受託者のいずれの関係においても、その効力の波及を肯定すべき事情も、肯定すべきでない事情も見出せていない状況である。

V. 4項取消しの範囲を超えた「転得者取消し」の肯定

上述IV. で見たとおり、4項取消しは、受託者が信託受益者に当初信託財産を給付した場合を対象とする限りで、転得者取消しに該当する⁽⁵⁴⁾。新信託法11条は、このように4項取消しが転得者取消しに該当する場合を超えては、転得者取消しができることを規定していない。そこで、新信託法11条が沈黙している部分について、民法上の転得者取消しが可能か、という問題が生じる。これについては、これを肯定するのが立法過程での議論を含めて多数説を構成してきたと思われるが⁽⁵⁵⁾、近時、有力な否定説が主張されるに至っている。否定説は、信託法11条が規定していない以上は認められない、という⁽⁵⁶⁾。したがって問題は、新信託法11条による詐害信託の取消しの規定が、詐害信託の局面においては民法上の詐害行為取消請求ができないことを前提としている、あるいは、同条による規定の範囲を超えて民法上の詐害行為取消請求をすることを排除する趣旨であると理解すべきかどうかにかかっているように思われる。

また関連し、仮に4項取消しの範囲を超えて民法上の転得者取消しが肯定できるとした場合、その要件、とりわけ転得者の前主についての主観的要件はどのように設定されるべきか、が問題となる。

これらの問題は、1. 第三者が受託者から当初信託財産を取得した場合、2. 第三者が受託者から非当初信託財産を取得した場合、3. 第三者が信託受益者から信託受益者が受託者から給付を受けた当初信託財産を取得した場合、4. 第三者が信託受益者から信託受益者が受託者から給付を受けた非当初信託財産を取得した場合の4局面において生じるため、それぞれの側面に即して考察することとしたい。

1. 第三者が受託者から当初信託財産を取得した場合

信託の物上代位性を前提とし、1項取消しにより非当初信託財産の取り戻しも可能だと理解する限りは⁽⁵⁷⁾、この局面については、転得者取消しを否定することにも理由があると思われる⁽⁵⁸⁾。第三者が対価として給付して信託財産となったものを取り戻せば委託者債権者の保護としては足りると考えられ、転得者が転得した財産を取り戻す必要はないと思われるからである。

平成29年民法改正前において、転得者取消しが、受益者取消しができることを前提とするかという問題に関して、それを前提としないといういわゆる相対的構成が採用されていると考えられていた頃は、この局面での転得者取消しを認める意義は大きかった。受託者・信託受益者が取消要件を満たさなくても財産を取り戻すことができるからである。しかし、新民法は明示的に絶対的構成を採用したので、その意義は消失したといえる。

なお、この局面での転得者取消しを肯定する立場に立つ限りは、転得者の前主における悪意は、第三者による当初信託財産取得時の信託受益者全員について要求されると理解するのが適切であると思われる⁽⁵⁹⁾。平成29年改正後は、受託者に当初信託財産が帰属している段階で受益者取消しが成立することが、転得者取消しの前提となるからである。

2. 第三者が受託者から非当初信託財産を取得した場合

この局面についてはまず、1項取消しにおいてそもそも非当初信託財産の受託者からの取り戻しができないという立場⁽⁶⁰⁾に立つ限りは、それが転得者に移転しても取り戻しを肯定することはできない、ということになると思われる。

また、1項取消しによる非当初信託財産の取り戻しも可能だという立場に立っても、1.の局面同様、否定説にも理由があると考えられる⁽⁶¹⁾。そして、仮に肯定説に立った場合の主観的要件である前主における悪意が、第三者による当初信託財産取得時の信託受益者全員について要求されると理解するのが適切であるように思われることも、1.の局面と同様である。

3. 第三者が信託受益者から信託受益者が受託者から給付を受けた当初信託財産を取得した場合

1. 2. の場合と異なり、1項取消しによる取り戻しの対象に非当初信託財産も含まれると理解すべきか否かを問わず、この局面については、転得者取消しを肯定する意義、必要性は高そうである。信託受益者に給付された財産については信託の物上代位性は妥当しないと考えられ、転得者取消しを肯定しなければ、信託受益者に対する価額償還請求しかできないことになるからである。また逆に、転得者取消しを否定する理由（信託受益者からの転得者を保護する理由）もないのではないかとと思われる。結局、この局面については、実質論としては肯定説が妥当であると考えられる。なお、肯定説に立った場合に要求される主観的要件としての前主における悪意は、信託受益者（当該第三者が信託受益者からの転得者からの転得者である場合には、当該第三者の前主たる転得者の全員を含む）について要求されると理解するべきであろう。

4. 第三者が信託受益者から信託受益者が受託者から給付を受けた非当初信託財産を取得した場合

この局面についても、4項取消しで非当初信託財産の取戻しができると考える限りでは、転得者取消しを肯定する意義はありそうである⁽⁶²⁾。

もっとも非当初信託財産が4項取消しの対象となる限りでは、信託法は詐害行為取消請求の対象となる財産の範囲を民法よりも拡大している。その限りでは転得者取消しまでは認めないとして転得者を保護する（すなわちこの局面では否定説に立つ）、ということも、この局面ではあり得る利益衡量であるように思われる。もっとも4項取消しが対象範囲を拡大している以上、対応して転得者取消しの範囲も拡大してよいというのもあり得る利益衡量であり、結局ことは4項取消しができる場合の民法424条の5にいう「受益者に移転した財産」の解釈問題ということになるように思われる。

なお、肯定説に立った場合の前主の悪意が、信託受益者（その他の前主）に要求されると考えられることは、3.と同様になると思われる。

5. 小 括

以上の考察をまとめると、非当初信託財産の1項取消しによる取戻しを否定する限りは、1.~3.のいずれも認めるとするのが相当であるように思われる（4.については利益衡量次第でどちらもあり得よう）。それに対し、非当初信託財産の1項取消しによる取戻しを肯定する場合には、1. 2.は認める意義は薄い、3.は認める意義はある（また排除、すなわち転得者保護の理由がない）、4.は利益衡量次第でどちらもあり得る、ということになると思われる。

なお、この議論が詐害信託の取消しの主観的範囲について有する意義については、次の

ように言うことができる。まず、1項取消しに受託者＝信託受益者；信託受益者＝委託者債権者；信託受益者＝委託者それぞれの間の効力を認めるべきか否かには、有意な影響はない。4項取消しに受託者＝信託受益者；受託者＝委託者債権者；受託者＝委託者それぞれの間の効力を認めるべきか否かにも、有意な影響はない。4項取消しの対象となる範囲を超えた転得者取消しを否定する立場に立つ限りで、民法上の詐害行為取消請求の受益者＝転得者間の効力を認めるべきかの議論にコミットする必要がなくなる。以上である。

VI. 信託財産に対して賃借権、抵当権等の権利を取得した者の扱い

信託財産について第三者が賃借権や抵当権を取得することがあり得る。この第三者の賃借権や抵当権が、1項取消しによりどのような扱いを受けるかが問題となる。これについては、信託財産責任負担債務にかかる債権に類似するとして、新信託法11条2項に引きつけて理解するのが妥当ではないかという指摘を、上述Ⅲ. 2. (1)で言及した第43回信託法学会研究発表会にて頂いた。現段階ではその通りであると考えている。新信託法11条2項を類推適用する、ということになると思われる。

この関係で1つ問題となり得るのは、新信託法11条2項の規定の理解として、信託財産責任負担債務の債権者に対して取消判決の効力が及ぶ（したがって責任財産がその分減少する）という前提に立っていると考えるべきか⁽⁶³⁾、及ばないという前提に立っていると考えるべきか、である。しかし、そのいずれだと理解しても、新信託法11条2項が信託財産責任負担債務の債権者の救済という意義を有することには、変わりはないと思われる。信託財産責任負担債務の債権者に対して取消判決の効力が及ばないとしても、たとえば信託財産が不動産の場合、委託者や第三者のも

とに対象不動産が登記されれば、信託財産責任負担債務の債権者は対象不動産に対して事実上強制執行ができないことになる。債権者代位権により受託者のもとに取り戻すことも、第三債務者たる委託者／第三者は、債務者に対する一切の抗弁を主張できるため（新民法423条の4）、無理だということになる。そのような事態から信託財産責任負担債務の債権者を救済する、という意義が新信託法11条2項にはあることになるからである。

取戻し対象の信託財産に対する賃借権者、抵当権者等に対して11条2項が類推適用されるとすると、これらの者は善意である限りで、委託者を賃貸人、抵当権負担者等とした権利を取得すると解釈することになるように思われる。

これに対し、賃借権者、抵当権者等が悪意の場合にどう取り扱うことになるか理解するかは、1項取消しによる効力がこれらの者（より正確には、これらの者と委託者債権者の間）に及ぶと理解するかどうか依存することになると思われる（そして、その解は、おそらく新信託法11条2項がなかった場合に信託財産責任負担債務の債権者に1項取消しの効力が及ぶかどうかと一致する）。第三者が賃借権者である場合を例にとると、1項取消しの効力が賃借権者に及ばないとすると、当該賃借権者が悪意の場合に賃借権者が対象不動産を賃借できることを委託者、委託者債権者、委託者債権者による強制執行手続における不動産買受人（以下「委託者等」とよぶ）に対抗できるかどうかは、委託者等と賃借権者の訴訟の帰結によることになると思われる。このことは、信託受益者が受益債権の内容として信託財産の用益を認められている場合に、1項取消しの効力が信託受益者に及ぶかどうかという局面にも当てはまるように思われ、さらに、民法上の詐害行為取消請求の場合一般において、転得者以外の利害関係人が生じたときに当てはまるように思われる。民法上の詐害行為取消請求についての一般的理解からす

れば、明文の規定を欠く以上、このような利害関係人に対しては取消判決の効力は及ばない、というのが整合的な理解であるように思われる。しかし、このような規律は必ずしも合理的だとは言えないようにも思われる。

Ⅶ. 問題解決の視点

旧信託法時代において、詐害信託の取消しとの関係での受託者と信託受益者の位置づけについて、当初、受託者が詐害行為取消権に言う受益者であり、信託受益者は受託者からの転得者だという位置づけがなされたところ、受託者と信託受益者が合わさって受益者を構成するのだという見方がその後有力化した⁽⁶⁴⁾。後者の理解を、新信託法も引き継いでいると見ることができる⁽⁶⁵⁾。しかし、当初信託財産が信託受益者に交付された場合には当該信託受益者は同時に転得者としての側面も有することになるため、この両面性をどう理解するかが、詐害信託の取消しの主観的範囲に関する理解についての問題解決の1つの出発点になる可能性がある⁽⁶⁶⁾。信託受益者が転得者という側面を有する限りで、受託者＝信託受益者間に詐害信託の取消しの効力を及ぼすことは、民法上の転得者取消しの効力を受益者＝転得者間に及ぼすこと⁽⁶⁷⁾と重なることになるからである。

しかし、本稿におけるこれまでの考察（上述Ⅳ. 2.）によれば、新信託法は信託受益者をそもそも転得者として処遇していないほか、実際の利益状況としても信託受益者＝受託者と、一般の民法上の転得者＝受益者の利害関係は、後者において転得者取消しがされた場合に想定され得る担保責任の追求が前者においては考えられないという意味で大きく異なることから、信託受益者＝受託者の関係を、民法上の詐害行為取消請求一般における転得者＝受益者の関係に類比して考察することは、適切でないように思われる。

Ⅷ. 結 語

これまでの本稿の考察が、新民法による債務者（＝委託者）への詐害行為取消判決の効力の波及の肯定を超えて、詐害信託の取消判決の効力を広く及ぼすべきかについて明らかにできたことは、残念ながら乏しいかもしれない。具体的には、1項取消しの場合の取消判決の効力を、委託者債権者＝信託受益者間に及ぼすべきだ、とする以外は、相対効の例外を認める必要性を導き出すことはできなかった。むしろ信託受益者による受託者に対する責任追及を原則可能とするためには、信託受益者＝受託者間に取消判決の既判力が及ぶことは、少なくとも否定するのが合理的であるように思われる(上述Ⅲ. 2. (3))。逆に言えば、このことを明らかにした限りで、本稿の意義はあるということになるのかもしれない。

もっとも、形成力と既判力を分けて考察する余地はあるかもしれず⁽⁶⁸⁾、さらには、信託受益者＝受託者間に取消判決の効力を及ぼすべき事情について、本稿において見落とししている点がある可能性もある。本稿筆者としては研究を継続し、これらの点についての考察を今後とも試み、かつ深めていきたい。

[付記] 本稿の執筆に際しては、コロナ禍で各種図書館での資料の参照が制約されざるを得ない中、信託協会調査部のご厚意により信託協会・信託文献センター所蔵の貴重な資料を参照させていただく機会を得た。これらの資料に本稿が依拠するところは多大であり、そのことにつき信託協会の皆様のご厚意に心より感謝する。

【注】

(1) 「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」による民法の改正を、本稿では「平成29年民法改正」とよぶ。またこの改正前の民法を「旧民法」、改正

後の民法を「新民法」とよぶ。

- (2) 八田卓也「詐害信託の取消における「相対効」原則修正の可能性」新信託法研究会『信託と民事手続法の交錯』（トラスト未来フォーラム、2016）1頁以下。
- (3) 八田卓也「債権法改正に伴う詐害信託取消の相対効原則の修正」信託法研究43号（2018）71頁以下。
- (4) 「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）」による改正前の「信託法（大正11年4月21日法律第62号）」を、本稿では「旧信託法」とよぶ。
- (5) 本稿では、詐害行為取消請求における受益者と区別する意味で、信託法上の受益者を「信託受益者」とよぶ。
- (6) 松尾弘「信託法理における債権者取消権制度の展開—詐害信託取消権と受益者取消権を中心に」米倉明編著『信託法の新展開—その第一歩をめざして』（商事法務、2008）77頁以下、特に85-86頁。
- (7) 角紀代恵「詐害信託に関する一考察」米倉明編著『創立20周年記念論文撰集』（トラスト60、2007）65頁以下、特に70頁、またその他の理解につき、松尾・前掲注(6) 87頁参照。
- (8) 「信託法（平成18年法律第108号）」を、本稿では「新信託法」とよぶ。
- (9) 道垣内弘人「藁人形って丑の刻参り？（その1）」法学教室336号（2008）107頁。
- (10) 能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー(1)』（有斐閣、2013）139頁〔沖野眞已発言〕、141頁〔道垣内弘人発言〕はこのような理解か。
- (11) 能見＝道垣内・前掲注(10) 139-141頁〔能見善久発言、藤田友敬発言〕がこの立場に立つ。
- (12) 寺本昌広『逐条解説・新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008）63頁注11、小野傑＝深山雅也『新しい信託法解説』（三省堂、2007）24頁注6〔小野傑執筆〕の

記述は、このことを前提としているように思われる。

- (13) 具体的に詐害信託の取消しにより取り消されるのが何か、信託行為全体か、信託行為中の委託者から受託者（および信託受益者）への財産移転行為のみかは争いがあるが、ここではこの問題はおく。能見＝道垣内・前掲注（10）19-123頁、道垣内弘人「藁人形って丑の刻参り？（その2）」法学教室337号（2008）111頁、沖野眞巳「詐害信託の取消し等における信託受益者の地位」能見善久ほか編『信託法制の新時代—信託の現代的展開と将来展望』（弘文堂、2017）69頁以下、特に71-72頁参照。
- (14) 能見＝道垣内・前掲注（10）149頁〔藤田発言、能見発言〕は同じ前提に立つと考えられる。
- (15) 寺本・前掲注（12）63頁注11、小野＝深山・前掲注（12）24頁注6〔小野執筆〕。
- (16) 法制審議会信託法部会第3回会議部会資料「信託法の見直しに関する検討課題（1）」（信託協会編『信託関連法改正資料集（第3分冊）—平成18年信託関連法改正（審議会編・下）—』[2017]〔信託協会信託文献センター所蔵〕所収）10頁参照。
- (17) 法制審議会信託法部会第24回会議部会資料「信託法の見直しに関する検討課題（18）」（前掲注（16）『信託関連法改正資料集（第3分冊）』所収）7頁。そこでは、そのことを前提に、信託受益者が多数に及ぶ場合の受託者の負担を考え信託受益者への訴訟告知義務を受託者に課することをしない旨も解かれている。
- (18) 信託協会編『信託関連法改正資料集（第2分冊）—平成18年信託関連法改正（審議会編・上）—』[2017]〔信託協会信託文献センター所蔵〕所収。
- (19) 法制審議会信託法部会第10回会議議事録（前掲注（18）『信託関連法改正資料

集（第2分冊）』287-288頁）参照。

- (20) 法務省民事局参事官室『信託法改正要綱試案補足説明』8頁（以下では「要綱試案補足説明」として引用する。なお、頁番号は、インターネットでダウンロードできるPDFファイルに付されたものによる）。また、第24回会議議事録（前掲注（18）『信託関連法改正資料集（第2分冊）』525頁）も参照。なお、道垣内・前掲注（13）115頁は、立法段階で受託者にのみ被告適格を認めた理由として、信託受益者が被告適格を有するとすると、受益者が多数のときに原告側の負担が重くなりすぎることを挙げる。
- (21) 法制審議会信託法部会第3回会議部会資料「信託法の見直しに関する検討課題（1）」（前掲注（16）『信託関連法改正資料集（第3分冊）』所収）8-9頁。
- (22) 法制審議会信託法部会第17回会議議事録（前掲注（18）『信託関連法改正資料集（第2分冊）』399頁）参照。
- (23) 法制審議会信託法部会第3回会議議事録（前掲注（18）『信託関連法改正資料集（第2分冊）』163頁）・第24回会議議事録（同524頁）参照。要綱試案補足説明9頁、道垣内・前掲注（13）112頁、寺本・前掲注（12）62頁注8、小野＝深山前掲注（12）22頁〔小野執筆〕も参照。
- (24) 八田・前掲注（2）7頁。新信託法の立法過程でも同様の理解が示されていたことにつき、上述Ⅱ. 2. (3)参照。
- (25) 八田・前掲注（2）10頁。
- (26) 山田誠一「詐害信託の取消しについて」木南敦＝山田誠一編著『信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限』（トラスト未来フォーラム、2016）37頁以下、特に42頁、畑瑞穂「債権法改正と民事手続法—債権者代位権と詐害行為取消権」司法研修所論集125号（2016）128頁、特に138頁。
- (27) 山田・前掲注（26）42頁。

- (28) 八田・前掲注(2) 7頁、10頁。
 (29) 八田・前掲注(2) 7頁。
 (30) 道垣内・前掲注(11) 113頁、小野＝深山・前掲注(12) 24頁注2〔小野執筆〕、能見＝道垣内・前掲注(10) 123頁〔道垣内弘人発言〕。
 (31) 取消の対象が、信託行為全体か、委託者→受託者の財産移転行為のみか(前掲注(13) 参照)については、さしあたり後者に立って考えている。
 (32) 能見＝道垣内・前掲注(10) 141-142頁参照。
 (33) 能見＝道垣内・前掲注(10) 144頁〔井上聡発言〕。
 (34) 山田・前掲注(23) 49-50頁、能見＝道垣内・前掲注(10) 145頁〔道垣内発言〕。
 (35) 要綱試案補足説明8頁は、これが可能であることを前提とする。
 (36) 沖野・前掲注(13) 78-82頁、能見＝道垣内・前掲注(10) 146-147頁〔沖野眞已発言〕。
 (37) 沖野・前掲注(11) 78頁。
 (38) 以上、沖野・前掲注(11) 77-78頁。
 (39) 沖野・前掲注(11) 79-80頁。
 (40) 沖野・前掲注(11) 80-81頁。
 (41) 沖野・前掲注(11) 81頁。
 (42) 沖野・前掲注(11) 82頁。
 (43) なお、新信託法11条4項が認めているのは新民法424条3項の詐害行為取消請求で民法424条の5の詐害行為取消請求ではないから、4項取消しは転得者取消しではない、という建付けとなっていると考えられる。すなわち、新信託法11条4項は、信託受益者を「受益者」として扱っているということである。
 (44) 山田・前掲注(23) 55頁・73頁注33。
 (45) これに対し、新信託法11条1項は、「委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には」新民法424条3項の「詐害行為取消請求をすることができ」という規定であるから、新信託法11

条1項も非当初信託財産の取戻しを肯定していると読む必然性はない。もっとも、4項取消し・5項取消しによる非当初信託財産の取戻し肯定の実質的根拠が信託の物上代位性にあるとすると、1項取消しによるその取戻しも肯定するのが整合的であるようには思われる。

- (46) さらに、客観的範囲も取戻し対象財産に限られないという理解であるとも考えられる。
 (47) 道垣内・前掲注(11) 115頁。
 (48) 道垣内・前掲注(11) 114頁。
 (49) 山田・前掲注(23) 49頁参照。
 (50) このような考えとは、受益権の譲渡を受けた者は、信託財産にかかる実質的利益を転得しているという意味で「転得者」として扱うことが整合する。新信託法も、1項取消しの主観的要件について、現在の信託受益者が受益権の譲渡を受けた者である場合にはその悪意を取消しの積極的要件としている限りでは、受益権の譲渡を受けた者を転得者として扱っているようにも見られる。

しかし、新信託法上は、当初信託受益者が受益権を第三者に譲渡した場合の当該第三者に対する4項取消しも424条3項の詐害行為取消請求(すなわち受益者取消し)として位置づけられており、新信託法は受益権の譲受人を転得者として扱っていると見るのは適切ではない(上記の主観的要件にかかる規律も、後述する当初信託受益者も含めた信託受益者一般の要保護性にかかる政策的判断の帰結と見るべきである)。道垣内・前掲注(11) 114頁も、受益権の譲受人は転得者ではないとする。

受益権の譲受人を対象とした4項取消しが受益者取消しとして構成されていることは、すなわち当該受益権の譲受人が善意である場合などに当該譲受人に受益権を譲渡した当初信託受益者に対して受

益者取消しをして価額賠償請求をすることができないことを意味すると考えられる(小野=深山・前掲注(12)24頁注4[小野執筆]は反対の趣旨か)。本稿はこのような規律の合理性を肯定するのは難しいのではないかと考える。なお、関連し、当初信託受益者[もしくは当初信託受益者から受益権の譲渡を受けた者]が信託財産の給付を受けた後に受益権を第三者に譲渡した場合に、この譲渡人である信託受益者に対して既給付信託財産の取り戻しを4項取消しにより請求できるか、という問題がある。本稿は、これは現行の新信託法下においても、新信託法11条4項の類推適用により肯定することができると思う。

- (51) これは、旧信託法から新信託法への主要な改正点の一つでもある。上述Ⅱ. 2. (3)参照。
- (52) 山田・前掲注(23)68頁、沖野・前掲注(11)84-85頁参照。もっとも本文のような理解を前提とする限りは、新信託法11条4項との関係で信託受益者は当初信託受益者も含めて全て転得者に引きつけて良いとする沖野・前掲注(11)89頁の考えには賛同できないことになるように思われる。
- (53) そのような理解の可能性を指摘するものとして畑瑞穂「転得者に対する否認権・詐害行為取消権行使の効果に関する覚書」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論(上)』(きんざい、2013)158頁以下、特に173頁、畑・前掲注(23)148頁。
- (54) 但し、新信託法11条4項自体は、この取消しを転得者取消しとしては構成していないことは、上述Ⅳ. 2. で見たとおりである。
- (55) 前掲注(23)参照。

- (56) 山田・前掲注(23)72頁注29、72-73頁注32参照。これに親和的な議論として能見=道垣内・前掲注(10)143頁[藤田発言]がある。
- (57) 上述Ⅳ. 1. (1)および前掲注(45)参照。
- (58) 能見=道垣内・前掲注(10)145頁[道垣内発言、井上発言]参照。
- (59) 沖野・前掲注(11)79頁は、これを受託者とする趣旨か。
- (60) 上述Ⅳ. 1. (1)の通り、沖野論文78頁は、明言はしないが、認められないとする立場であるように読める。
- (61) 1.の局面では転得者取消しを肯定しつつ、2.の局面では転得者取消しを否定するものとして、道垣内・前掲注(11)112-113頁がある。
- (62) なお、上述Ⅳ. 1. で検討した沖野説に立って、5項の遡及効のある譲渡の対象となると見るとするとどうなるのかを考えるに、5項取消しは特殊な請求権として構成されている以上、その転得者取消しというのはあり得ない、という帰結が整合的であるように思われる。
- (63) 立案過程ではこのような理解が前提とされていたようであることにつき、上述Ⅱ. 2. (2)参照。
- (64) 以上につき、角・前掲注(7)67-71頁。
- (65) 道垣内・前掲注(11)114-115頁。法制審議会信託法部会第3回議事録(前掲注(18)『信託関連法改正資料集(第2分冊)』163頁)、第17回議事録(同399頁)も参照。
- (66) 八田卓也「詐害信託取消法理の理論的課題」家族信託実務ガイド21号(2021)2頁以下、特に5-6頁。
- (67) 前掲注(53)参照。
- (68) 畑・前掲注(23)140-141頁は、民法425条により債務者に及ぶ判決の効力に既判力が含まれないとの解釈論を提示する。

(はった・たくや)